同条第一項	法第九条第一項	都道府県立の中学校（除く。）	第一条第四号
認める学校	認める学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。附則第二項において同じ。）		
又は定時制の課程	又は定時制の課程（いずれも特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下この条において同じ。）		
第二条第一項			
		中学校（除く。）	第一条第四号
		講師	第一条第五号
		減じた数	
		第一条第七号	減じた数
		第一条第九号	減じた数
		第二条第五号	義務教育等教員特別手当
		義務教育等教員特別手当（以下この号において「給料の調整額等」という。）並びに公立の中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程の管理に要する経費（教職員に係る給料の調整額等に相当するものに限る。）	

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及びき報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）

（法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定）

第五条　法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百三十一条及び第百三十二条の規定

二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十一条の規定

四　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定

五　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定

六　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条の規定

七　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六章の規定

八　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定

九　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第三十七条の規定

十　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

（指定試験機関の指定）

第六条　法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「準用児童福祉法」という。）第十八条の九第一項の規定による指定（以下この条（第三項第四号を除く。）及び次条（第二項第七号を除く。）において単に「指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3　都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二　申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、次条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者が、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、又は児童福祉法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ　準用児童福祉法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

ハ　児童福祉法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者